

独立行政法人情報処理推進機構 令和4年度計画

独立行政法人
情報処理推進機構

(令和4年12月28日変更)

目次

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置.....	3
1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化.....	3
2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化.....	10
3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化.....	13
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置.....	18
1. 機動的・効率的な組織及び業務の運営.....	18
2. 業務経費等の効率化.....	18
3. 人件費管理の適正化.....	18
4. 調達合理化.....	19
5. 業務の電子化等による業務運営の効率化.....	19
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置.....	20
1. 運営費交付金の適正化.....	20
2. 自己収入の拡大.....	20
3. 試験勘定の採算性の確保.....	20
4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター).....	21
5. 債務保証管理業務.....	21
IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画.....	21
1. 予算(別紙参照).....	21
2. 収支計画(別紙参照).....	21
3. 資金計画(別紙参照).....	21
V. 短期借入金の限度額.....	22
VI. 重要な財産の譲渡・担保計画.....	22
VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画.....	22
VIII. 剰余金の使途.....	22
IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	22
1. 施設及び設備に関する計画.....	22
2. 人事に関する計画.....	22
3. 中期目標期間を超える債務負担.....	23
4. 積立金の処分に関する事項.....	23
5. その他独立行政法人通則法第29条に規定する中期目標を達成するために必要な事項.....	23

別紙.....	26
別紙1 予算.....	26
別紙2 収支計画.....	31
別紙3 資金計画.....	36

独立行政法人情報処理推進機構令和4年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という。)の令和4年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化

(1) あらゆるデバイス、システム、媒体を対象としたサイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有

(1-1) サイバーセキュリティ上の脅威への対応

- ① 深刻化、増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等によるサイバー攻撃に対して、攻撃情報の共有体制を強化・拡大させる。また、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の支援を行う。
 - a. サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)の運用を着実に継続し、より有効な活動に発展させるよう分析能力の強化、共有情報の充実等を図る。また、サイバー攻撃に関連する情報だけでなく、国内外の業界動向等の情報共有も継続する。
 - b. J-CSIPの活動においては、情報提供元的意思を尊重しつつ、他の情報共有体とのインジケータ情報の授受等の連携範囲の拡大について検討を継続する。
 - c. 「標的型サイバー攻撃の特別相談窓口」の運営を通じて情報収集を行いつつ、ウイルス検体の収集・解析・分析・アドバイス等をタイムリーに実施する。
 - d. 標的型サイバー攻撃の被害低減を目的としたサイバーレスキュー隊(J-CRAT)を運用し、組織への標的型サイバー攻撃対応等の支援を実施する。また、国家的イベントにおいては、関連団体・省庁等からの支援要請に対応する。
- ② 脅威やサイバー攻撃の傾向を予測し、被害の未然防止のための措置等高度な対策等の提案、中長期的に発生し得る事象の発信等を図るため、情報収集チャンネルを拡大し、情報の量及び質を高める。
 - a. 被害組織、攻撃ツール、攻撃者情報などの脅威情報を用いて我が国における脅威情報や被害傾向の分析能力の向上を図るとともに、有識者との連携チャンネルの拡大に努め、助言品質の向上、機構から発信する注意喚起情報等に活用する。
- ③ 国民からの相談・問合せに対応するための相談窓口を引き続き運営するとともに、急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、コンピュータウイルス等のマルウェアや不正アクセス等の情報を積極的に収集・分析し、傾向や対策等の情報提供を行う。
 - a. 経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行いつつ、届出状況を公表する。
 - b. 「情報セキュリティ安心相談窓口」を引き続き運営するとともに、さらに広く国民一般に対するサービス及びサポートする体制を強化する。
 - c. 外部組織との連携の活性化や情報収集チャンネル拡大等により、相談対応品質および問題解決能力の向

上、相談対応機会の拡大を図る。対策情報など有用な情報は各所と共有し、国全体として相談対応品質および問題解決能力の向上を図る。

- d. 相談対応や各所との情報共有で得られた脅威情報や被害状況の収集および分析に努め、手口の検証を実施し、対策ノウハウの蓄積に努めるとともに、国民への情報提供を行う。

(1-2)システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- ① 「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に必要とする者に提供する手法を検討する。
 - a. 経済産業省の告示に基づき、脆弱性関連情報の届出受付を行いつつ、四半期毎に届出の受付状況を公開する。
 - b. 脆弱性関連情報をウェブサイト運営者、製品開発者(ソフトウェア製品及び組込み機器)にJPCERT/CCとの連携を図りつつ提供する。
 - c. 「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」において脆弱性対策の問題点とその解決策を検討する。
 - d. 「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」に基づき、特定の組織に対して脆弱性関連情報を優先的に提供する。
- ② 統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備することにより、開発者、運用者及びエンドユーザーに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。
 - a. 「JVN iPedia」(脆弱性対策情報データベース)及び「My JVN」の運用を引き続き行う。
 - b. 情報システムの脆弱性対策を普及・啓発するためにセミナー等を開催するとともに、地域で開催されるセミナーへの講師派遣等の支援を行う。
 - c. 脆弱性対策を促進するための各種ツール、各種サービス、ガイドライン等を提供する。
- ③ 組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。
 - a. 組込み機器等に対する脆弱性対策のためのガイドラインを提供する。
 - b. 組込み機器等に対する脆弱性対策に関する普及啓発を行う。
- ④ 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスクの低減を促進する。
 - a. 「(1-1)サイバーセキュリティ上の脅威への対応」で得られた情報に加え、サイバーセキュリティに関わる最新状況等を適宜収集し、必要に応じてタイムリーに注意喚起等による対策情報等を公表する。

(1-3)社会的に重要な情報システム等に関する対策支援

- ① 重要インフラ分野等(データ活用に積極的に取り組む企業・組織を含む。)の社会的に重要なシステム等について、関係府省等の求めに応じて、セキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等の協力を行う。
 - a. 経済産業省からの依頼により、経済産業省が策定した「情報セキュリティサービス基準」に適合する情報セキュリティサービスの提供状況について調査を行い、その結果を「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」として公開する。
 - b. サイバーセキュリティ基本法に基づく原因究明調査を要請に応じて実施する。
 - c. 経済産業省が進めている「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」の策定・普及活動に協力し、必要に応じて改訂等に向けた検討を行う。

- d. デジタル庁からの求めに応じて、政府系システムのシステム検証のフレームワークを確立するとともに、試行的にいくつかのシステムに対するシステム検証を実施する。
- ② 我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムについて、関係府省等の求めに応じて、リスク分析の実施支援を行うとともに、分析手法の浸透を図る。
- a. 制御システムのセキュリティについて、標準化動向、業界動向等に関する情報を調査するとともに、「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」の実践研修開催等による普及活動を実施する。
 - b. 重要インフラシステムのリスク分析等を通じて抽出したノウハウを文書化し、当該各業界で共有可能な個別業界向けリスク分析ガイドを作成する。
 - c. 経済産業省や重要インフラ産業を所管する省庁と協議の上、重要インフラシステムのリスク分析を行う。

(2) 我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化

① 人材育成事業

- a. 社会インフラ・産業基盤を有する企業・機関において、OTやITシステムのリスクを認識しつつ、必要なサイバーセキュリティ対策を総合的に判断できる人材を育成するプログラムを提供する。
- b. 情報システムから制御システムまでを想定した模擬システム等を使用し、専門家とともに安全性・信頼性の検証や早期復旧に係る演習を行う。併せて、模擬システム等の拡充に着手する。
- c. 国内外の制御システム及び情報システムのセキュリティに関する最新の技術・ノウハウを学び、他の業界のセキュリティ責任者や専門家、海外のセキュリティ専門家及び企業・機関と連携し、海外の有益な知見を得る。
- d. 第5期中核人材育成プログラムの受講者に対し、平成30年度に立ち上げた中核人材育成プログラムの修了者コミュニティへの参画を促しつつ、同コミュニティの活動が円滑に推進するよう継続して支援する。
- e. 各種セミナーや責任者に対する人材育成プログラムの開催等を通じて、サイバーセキュリティ経営ガイドライン等を活用した組織的な対策強化を促す。
- f. 産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムの講義の一部をIPA職員等が担当する取組を継続する。
- g. 企業や産業におけるサイバーセキュリティ対策が着実に行われていくように、経営層に対して、各種セミナー等を通じて、セキュリティ対策の必要性を啓発するとともに、上述の事業内容について情報発信を行う。
- h. 中核人材育成プログラム及び責任者等に対する人材育成プログラムの募集活動に関し、前年度に改定した方策を引続き実行する。
- i. 府省庁等からの政策上の要請を受けて、新たな人材育成プログラムの開発及び実施を検討する。
- j. 経済産業省及び米欧との協力の下、ASEAN諸国を含めたインド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習プログラム等について企画、運営を行う。

② 実際の制御システムの安全性・信頼性検証事業

- a. 機構内関係部署間で連携し、我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価を行う。
- b. 前年度に実施した、重要インフラにおけるインシデント発生時の原因究明調査の課題等を踏まえ、インシデント発生時の調査方法の具体化や脆弱性診断の方法について検討を開始する。併せて、保安関連法の改正も踏まえて、調査にあたる体制整備を推進する。

③ サイバー攻撃情報の調査・分析事業

- a. 情報収集分析環境を活用し、調査分析結果や成果を社会に還元しつつ分析環境の改善及び充実を図る。また、人材育成プログラムの受講者等へサイバーセキュリティに関する最新情報等を提供する。

(3)非技術的要因を踏まえた調査、分析

- ① 経営層等に対して情報セキュリティ対策の重要性を訴え、企業や組織における情報セキュリティ対策の取組を促進させるため、企業・組織・サプライチェーン全体で見逃されがちな脅威、課題等を掘り起こし、分析・評価及び必要な情報提供を行う。
 - a. ガイドラインの更なる普及に向けたプラクティスの改訂・拡充を行う。
 - b. サプライチェーンリスク管理として、クラウドサービスの提供・利用におけるセキュリティの責任、取り決めに関する調査検討する。
- ② ICT利用企業や国民一般に向けて積極的な情報セキュリティ対策の浸透を促すため、社会的要請等に応じ、情報セキュリティ対策、データ利活用における情報保護、プライバシー・情報セキュリティ倫理に対する意識等に関する状況調査・分析及び必要な情報提供を行う。
 - a. インターネット利用者を対象に、情報セキュリティ脅威及び倫理に対する意識調査を実施する。
 - b. データ利活用における重要情報の保護・管理方法に関する調査・検討を行う。
 - c. 「情報セキュリティ白書2022」を作成する。
 - d. サイバーセキュリティ有識者等との連携を強化し、課題収集能力の向上、調査報告書等の公開資料の品質向上に努める。
- ③ 中長期的に発生し得る重大事象やそれに対する対策等を踏まえ、セキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法提供や、対策製品・サービスの効果・性能の審査、結果公表等の手法によりそうした脅威への新たな対策を普及促進する可能性について検討する。
 - a. 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン可視化ツール」の改訂・拡充に向けた調査検討を行う。また、本ツールの普及・啓発活動を行う。
 - b. IoT、AI等の急速に普及している新しいIT基盤に関し、それらの潜在的な脆弱性、信頼の欠如等のリスクがどのように発現・拡大しうるか等の脅威予測に向けた調査・検討を行う。
 - c. セキュリティ対策に係る製品・サービスの有効性等を評価しその結果の公表を行う効率的・効果的な仕組みを検討し、試作する。

(4)セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供

- ① 広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催される情報セキュリティに関するセミナーへの講師派遣等の支援、各種イベントへの出展、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。オンラインやハイブリッドによる各種イベント・セミナー開催や、啓発資料・動画のデータ配信等、時代の要請に合わせた柔軟な対応を行う。
 - a. サイバー攻撃等に関する情報の収集・分析や提供・共有に対するフィードバック及び調査結果等をもとに、広く企業及び国民一般に、効果的・効率的に情報セキュリティ対策を普及啓発するためのコンテンツを作成するとともに、各種イベントへの参加、講師の派遣等を行い、更なる普及啓発に取り組む。
 - b. 関係機関、全国の民間団体等の協力の下、標語、ポスター等の作品制作、学校全体としての取組事例に関するコンクールの実施等により児童・生徒への情報セキュリティの普及啓発、情報モラル向上の啓発に取り組み、さらに、作品を活用した情報発信を実施する。

- c. 全国の民間団体や関係機関との連携を図りつつ、スマートフォン・SNS・インターネット利用者に対し情報セキュリティ対策等の普及啓発する。
- ② 中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度との連携を図りつつ、ガイドライン、自己宣言制度等の更なる普及を行う。
- a. 「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」について、必要に応じて現状の実態やニーズにより即した形での改訂の検討を進めるとともに、中小企業支援機関等向けの講師派遣、ガイドラインの実践に関する指導ができる者の拡大等を行う。
 - b. 「SECURITY ACTION制度」の更なる周知を図り、参加企業数の拡大に取り組む。また、中小企業におけるセキュリティ対策の更なる普及について検討する。
 - c. 中小企業が自発的に対策を行う気運をより一層高めるため、中小企業のセキュリティ対策に有益な診断／教育ツール等の提供、及びこれらの普及を自主的に行う「セキュリティプレゼンター」と中小企業をマッチングする場の提供を行う。
 - d. 中小企業向けセキュリティ対策支援に関し、情報処理安全確保支援士等の専門家の中小企業向け派遣等の枠組みを含む活用可能性の検討のほか、中小企業に対するサイバー攻撃の実態を明らかにし、中小企業におけるセキュリティ対策強化に向けた具体的な対策・取組の検討を行う。
 - e. 経済団体、業種別業界団体等民間団体との連携の下、サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム(SC3)を運営することを通じて、中小企業を含むサプライチェーン全体でのセキュリティ強化に向けた取組を推進するとともに、中小企業向けセキュリティ対策支援サービス「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及に向けた制度の運用を行うなど、中小企業向けセキュリティ対策支援の更なる拡充を図る。
- ③ 教育関係者や警察など、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させ、機構が提供する情報が必要とされる現場に届き、有効に活用されるように情報提供チャネルの拡大を図る。
- ④ 国内外のセキュリティ関連機関との連携、国際会議への参加等を通じて、情報セキュリティに関する最新情報の収集等に取り組むとともに、得られた情報について、機構が行う事業への反映や情報発信等に活用する。

(5)IT製品等のセキュリティ評価、認証等の着実な実施

- ① 「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」を引き続き着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供を実施する。
- a. 「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」に係る作業を着実に実施する。また、制度運営において発生する技術面及び手続き面での課題については、関係各者と調整して解決を図る。
 - b. 評価品質の均質化及び評価作業の効率化のため、製品評価におけるテスト手法や脆弱性評価について、国内外の関連団体・組織等からの情報収集、ハードウェア脆弱性評価ツール等を通じて制度関係者との情報共有及び国内の技術力維持・向上を図る。
 - c. 制度の利用促進のため、特定用途機器PP等を活用した新たな製品分野に対するセキュリティ評価に関する情報提供・プロモーションを行う。
 - d. 「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」の維持に関連し、相互承認アレンジメント(CGRA)の運営に参画するとともに、国際的に共同で策定中のセキュリティ要件(cPP)や海外の公的機関に対する技術支援についても要請に応じて参画する。

- e. 政府調達対象案件及び国の研究開発計画等に関連した認証案件について、認証取得に向けた関係省庁・関連組織との連携を推進する。必要に応じて、「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」の効果的な活用方法や認証制度の活性化を視野に、認証制度の在り方や規程の見直しなどの検討を行う。
- ② 政府調達におけるIT機器等のセキュリティ確保等に資するため、IT機器等のセキュリティ要件、その要件を満たす認証取得製品、その他調達要件等の情報提供を行う。
 - a. 「IT製品の調達における要件リスト」及び「要件リスト活用ガイドブック」の活用状況を調査し、その結果を踏まえて「要件リスト」や調達要件等の情報提供の効果的な在り方を検討する。
- ③ クラウドサービスの安全性評価に係る制度運営・審査業務を実施し、登録が認められたクラウドサービスのリストを公表する。また、SaaSの中でもセキュリティ上のリスクの小さな業務・情報を扱うサービスを対象にした新たな安全性評価の枠組みの検討を行う。さらに、評価の枠組みや管理基準等についてクラウドサービスに係る最新の技術的動向や海外動向の調査を行い、制度所管省庁に対して効果的な改善の提案を行う。

(6)暗号技術の調査・評価

- ① CRYPTREC暗号リストの適切な維持・管理のため、CRYPTRECの事務局を引き続き務めるとともに、CRYPTREC暗号リストに掲載されている暗号アルゴリズムの危殆化監視活動等の情報提供を行う。
 - a. CRYPTREC暗号リスト改定を行う。また、改定作業で必要な暗号利用実績調査を実施する。
 - b. CRYPTREC暗号リストの信頼性維持のため、国際会議等への参加を通じて暗号アルゴリズムの安全性／危殆化の監視活動を実施する。また、CRYPTRECシンポジウムの開催、報告書の公開等を通じて、CRYPTREC活動成果の広報や情報提供を行う。
- ② 情報システムのセキュリティ確保の根幹である暗号技術の適切な利用／運用を促進するため、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査を行い、ガイドライン等により、情報提供を行う。
 - a. 暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査を行い、暗号技術の適切な利用／運用に関して必要性の高いガイドラインの整備を行う。
- ③ 「暗号モジュール試験及び認証制度」を着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供等を実施する。
 - a. 「暗号モジュール試験及び認証制度」に係る作業を着実に実施する。また、制度運営において発生する技術面及び手続き面での課題については、関係各者と調整して解決を図る。
 - b. 認証機関としての環境維持のため、業務管理システム及び暗号アルゴリズム実装試験ツール維持管理を行う。

(7)独法等に対する不正な通信の監視、監査等

- ①NISCの監督の下、独法等の情報システムの監視を実施する。
- ②サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独法等の情報セキュリティ監査を実施する。

【令和4年度の評価指標】

中期計画に掲げる指標について、令和4年度においては、以下に定める評価指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

① 重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策の強化【基幹目標】

令和4年度において、機構が提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を196社以上とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

② 中小企業におけるセキュリティ意識の向上【基幹目標】

「SECURITY ACTION制度」に参加する中小企業数について、関連団体等との協力関係を強化する等により該当地域における本制度の普及拡大に努め、3大都市圏を除く36道県にて令和4年度終了時点において累計で98,000社以上とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

(参考値:一つ星から二つ星へのステップアップ数)

③ 情報セキュリティ対策の企業への普及促進

令和4年度において、機構が整備、提供する対象者別(一般企業、中小企業、重要インフラ関連企業向け)のガイドライン等の累計普及数を50,000件以上とするとともに、当該ガイドライン等に対する役立ち度について、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上確保する。

④ 国民に対するサポート体制構築

令和4年度において、機構が運営する「情報セキュリティ安心相談窓口」との連携組織を2組織以上拡大する。

⑤ 社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティに係る人材育成プログラムの提供

令和4年度に実施する人材育成プログラムにおいて、既存プログラムの運営から得られた知見及び産業サイバーセキュリティの現状を踏まえ、各プログラムの改修等により受講者数の拡大を図り、産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムの受講者数175名以上を確保する。

⑥ 社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進【基幹目標】

産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムの修了者により、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の具体的な取組が421件実施されることを目標とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化

(1) 優れたIT人材の発掘・育成・支援の実施と活躍の機会の提供

(1-1) 突出したIT人材の発掘・育成と社会価値創出の促進

- ① ソフトウェア関連分野においてイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア、技術を有する優れた個人を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーのもとに発掘・育成を行う「未踏IT人材発掘・育成事業」を実施する。
- ② 革新的なアイデア等を有する人材が、自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、ビジネスや社会課題の解決につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャー等による指導・助言を行う「未踏アドバンス事業」を実施する。
- ③ 次世代ITを活用する先進分野において、基礎技術や領域横断的技術革新に取り組む優れた人材が自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、将来の経済発展への貢献につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャー等による指導・助言を行う「未踏ターゲット事業」を実施する。また、経済産業省と連携して、当該事業に係る次期実施分野についての検討を継続する。

(1-2) 若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成

- ① 学生を対象とした情報セキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプ全国大会とセキュリティ・ネクストキャンプを開催するとともに、1～2日間の専門講座等の形式でセキュリティ・キャンプ地方大会を開催する。
- ② セキュリティ・キャンプ全国大会、セキュリティ・ネクストキャンプ及びセキュリティ・キャンプ地方大会において、セキュリティ・キャンプ修了生の中から適切な人材を講師やチューターに登用し、継続的な自己研鑽の場として、また指導者としての経験を深める場としての活用を図る。また、セキュリティ・キャンプ修了生に対する情報セキュリティに関する講演会の開催・修了生の組織化への取組等(セキュリティ・キャンプフォーラムの実施を含む)を通じて、セキュリティ人材ネットワークの活性化を図る。

(1-3) 国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営及び活用促進

- ① 国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の実施機関として、情報処理安全確保支援士試験の実施(年2回)及び問題作成、登録申請の受付・審査、登録簿への登録、登録情報の公開、及び登録資格の更新を行うとともに、情報セキュリティの最新動向や効果的なカリキュラム・研修手法を反映した教材を用いた情報処理安全確保支援士向けの講習、及び同等以上の効果を有すると認められる講習(特定講習)に関する業務を行い、制度の着実な運営に継続して努める。
- ② 登録者数の更なる増加及び企業等における制度活用促進に向け、一般社団法人情報処理安全確保支援士会等の関連団体との協働によるセミナー開催やポータルサイトでの相互情報発信等の普及活動を行うとともに、情報処理安全確保支援士に対しては、一斉メールの配信、ポータルサイトによる情報公開等、ニーズに合った情報発信を継続して行う。

(1-4) 優れたIT人材の人的ネットワーク活性化促進

- ① 外部団体と連携し、または独自に取り組み、未踏関係事業の成果等をウェブ公開、イベント等を通じて産

業界への発信を強化するとともに、社会価値創出に向けた交流の場を提供する。

(2) 社会の第一線での活躍が見込まれるIT人材の発掘を通じたIT人材の裾野の拡大

(2-1) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施等

- ① 令和4年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験として春期試験(4月)、秋期試験(10月)及びCBT方式によるiパス(ITパスポート試験(随時))、基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験(上期、下期)について、柔軟かつ着実に実施する。その際、サイバーセキュリティ人材、AI人材を始めとするIT人材の高度化と裾野の拡大、技術の複雑化、利用者ニーズの多様化などITを取り巻く環境変化を踏まえて、試験問題を作成する。また、iパスについては、政府の「AI戦略2021」(令和3年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)において、高等学校の共通必修科目「情報Ⅰ」を踏まえて令和3年度にiパスの出題を見直し、高等学校等における活用を促すことが示されている状況を踏まえ、高等学校学習指導要領に基づいて、プログラミング的思考力等の出題を追加した上で、令和3年10月に見直した出題範囲・シラバスに基づいた試験を、令和4年4月から着実に実施する。
- ② 産業界・教育界等に対して積極的な広報活動を展開し、情報セキュリティマネジメント試験及びiパスを始めとする情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進する。また、試験応募者アンケート、試験活用企業等ヒアリング等を行い、試験の普及に活用する。情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善を図る。また、デジタル社会の実現に向け、試験制度の在り方について、経済産業省と連携し、機能・内容面、運用面の双方向から引き続き検討する。
- ③ 令和4年度における評価指標である「企業における情報処理技術者試験の活用割合」(後掲)の達成状況を確認するため、調査を実施する。

(2-2) 情報処理技術者試験のアジア展開

- ① 情報処理技術者試験のアジア各国試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験については、IT人材の拡充策の重要性が増す一方、新型コロナウイルス感染症の影響は国によって異なるため、それぞれの状況を勘案して実施する。問題作成やプロモーション等の支援も、各国の状況に応じて行う。また、新規国の要望等に対しては、相手国との関係に留意しながら、適宜必要な対応をとる。

(2-3) インターネット試験化に向けた実証

- ① 全国でデジタル人材の活用を加速化するために、インターネット経由で情報処理技術者試験等を受験可能とするためのインターネット試験(IBT)化に向けた実証及び初期整備を行う。

【令和4年度の評価指標】

中期計画に掲げる指標について、令和4年度においては、以下に定める評価指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

① 未踏事業修了生の成果【基幹目標】

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出を、新技術の創出数(知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数)、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、合わせて22件以上とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

② セキュリティ・キャンプ修了生の活動【基幹目標】

セキュリティ・キャンプ修了生による全国大会及び地方大会の講師・チューター数、各種講演会・勉強会での講師数を合わせて57名以上を達成する。

[重要度高・優先度高・難易度高]

③ 情報処理安全確保支援士の活動

情報処理安全確保支援士(RISS)が保有している知識やスキルを発揮して、情報セキュリティに関連する業務遂行がなされたとする値について、情報処理安全確保支援士(RISS)に対するアンケートを実施し、75%を達成する。

④ 情報処理技術者試験制度の活用

IT人材の裾野拡大を図るため、ITを提供する側だけでなく、ITを利用する側も含めた企業における情報処理技術者試験の活用割合について、令和4年度においては55%以上を目指す。

3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化

(1)ICT の新たな技術等に関する調査分析及び発信

(1-1)ICT に関する技術動向や IT 人材に関する動向等の調査・分析及び社会実装の促進等につながる情報発信の強化

- ① デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速やそのためのデジタル技術の社会実装の推進に資する情報提供を目的として、国内外のビジネス環境、DXを支える基盤技術やデータ利活用に関する技術、これらを取り巻く人材・組織や政策に関する動向や課題等についての調査・分析を実施する。調査分析結果については、以下②の白書の基礎情報として活用する他、ユーザー企業に対する示唆等を盛り込んだレポート等のコンテンツに取りまとめた上で、タイムリーに発信する。
- ② 企業のDX促進に資する情報提供を目的として、「デジタル戦略」、「デジタル技術」、「デジタル人材」、「我が国の産業DXの全体像」の4つの観点から、国内外比較分析を含む最新動向やベストプラクティス等を含め、DXに対する経営層の正しい理解や具体的な行動に移すための示唆となる情報を取りまとめた白書を発刊する。また、主たる読者層として想定するユーザー企業の経営企画・マネジメント層への普及・浸透を図るためのプロモーション計画を検討し、外部団体との連携も含め、幅広く普及活動を行う。さらに、本白書を年報として位置付け、継続的な情報提供を行うため、次年度発刊に向けたテーマや対象領域の検討を開始する。
- ③ 「情報セキュリティ白書2022」を作成する。
- ④ 広範なシステムがソフトウェアで制御されるようになり、ソフトウェアの社会的影響が急速に増大している現状を鑑み、ソフトウェアエンジニアリング分野のグローバルトレンドを把握することを目的として、経済産業省と連携し、国内外におけるソフトウェアエンジニアリングの、最新の動向等を調査・分析する。さらに、その結果で得られた知見を取りまとめ、今後の社会基盤センターにおけるソフトウェアエンジニアリングに関する取組を検討する。

(1-2)ICT の安全性・信頼性等の脅威となる情報収集・調査・分析(再掲)

- ① 中長期的に発生し得る重大事象やそれに対する対策等を踏まえ、セキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法提供や、対策製品・サービスの効果・性能の審査、結果公表等の手法によりそうした脅威への新たな対策を普及促進する可能性について検討する。
 - a. 「サイバーセキュリティ経営ガイドライン可視化ツール」の改訂・拡充に向けた調査検討を行う。また、本ツールの普及・啓発活動を行う。
 - b. IoT、AI等の急速に普及している新しいIT基盤に関し、それらの潜在的な脆弱性、信頼の欠如等のリスクがどのように発現・拡大しうるか等の脅威予測に向けた調査・検討を行う。

(1-3)組込み/IoT 産業の抱える課題、開発技術動向、人材育成状況等の調査・分析

- ① 我が国の基幹産業の一つである組込み/IoT関連産業の継続的な発展・強化に向け、また事業環境の変化を踏まえたDX推進の取組等による競争力の強化および事業継続性の確保のため、経済産業省と連携して調査を実施する。具体的には、ステークホルダーの目指す姿、技術・人材に関する現状や動向等を把握し、当該産業の強靱化に資する分析を行い報告書として取りまとめる。

(1-4)IoT/ICT による地域課題の解決や新事業創出に関する取組支援及び地域における

IoT/ICT の技術等の社会実装や DX の推進

- ① 経済産業省と連携して、地域におけるIoT/ICTプロジェクト創出のための取組やDX推進を支援するべく次の取組を実施する。
 - a. 地域の更なる取組の拡大に向け、「地方版 IoT 推進ラボ」として前年度までに選定した地域に対して、新事業創出に向けたメンターを派遣するなど、各地域のニーズに応じて人的支援、広報の支援、活動に資する情報の提供・共有支援を実施する。
 - b. 地方版 IoT 推進ラボの更なる発展に向け、経済産業省とともに地域振興の有力推進者による検討会議等を開催し、各地域の DX 推進に向けた取組を加速させるため、「地域 DX 推進ラボ(仮称)」の制度化についても検討を行う。当該検討結果を踏まえ、各ラボの特徴を考慮した各種施策の展開に向けた取組を実施する。
- ② デジタル化による地域課題の解決や地域経済活性化に取り組んでいる「地方版IoT推進ラボ」、地域団体、地方公共団体等とのネットワークを強化し、機構の推進施策の展開を行う。

(2)ICT の新たな技術等に関する客観的な基準・指針・標準の整備及び情報発信

(2-1)ICT に関する新しい技術の社会実装に必要な指針・ガイドラインの整備・見直し及び普及

- ① DXに期待されるユーザー企業とベンダー企業の共創の推進に向け、アジャイル開発等を外部委託する際の契約について公表した「情報システム・モデル取引・契約書」等のツール類の普及を行うとともに、DXの進展状況等により、必要に応じて見直しを図る。
- ② 企業競争力の向上、及び業界全体の効果的なIT投資の促進のため、以下の取組を実施する。
 - a. 各企業の DX の取組状況を自己診断することを可能にする「DX 推進指標」等の運用を行い、その結果を分析し公表する。また、運用結果等を踏まえた当該指標の改善の検討等を行う。

企業の IT システムのデジタル適用度を精緻に分析する「プラットフォームデジタル化指標(PFD 指標)」の利用促進活動を行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行う。

さらに、DX 推進に関連する国内外の最新事例やシステム開発技術・方法論等の動向調査を引き続き行い、調査結果を反映させて IT システムを構築する際に参考となる情報を集約した手引書を拡充する。加えて、経営や人材に関する DX の手引書の作成について、関係各所と調整を行う。
 - b. 経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度(DX 認定制度)について、新規申請受付や問合せ対応、審査業務の実施に際して外部リソースの利用を検討するなど、着実に制度を運用するとともに、認定を受けた事業者に対するフィードバックの実施や、認定事業者情報の対外発信を行う。また、更新審査業務の着実な実施を行う。「DX 銘柄」の選定についても、経済産業省と連携して、DX 銘柄選定に係る事務局業務を実施するとともに、銘柄業務自体の DX に取り組んでいく。さらに、企業及び関係者がこれらの制度等を有効活用して企業の DX をさらに進められるように、必要な調査・検討を引き続き行うとともに、DX 推進に関する幅広い情報を積極的に発信するほか、IPA 内外の DX 推進の活動に対して情報の提供等支援を実施する。
 - c. 経済産業省と連携して選定した分野における、業界の非競争領域での共通的なプラットフォームの構築・運用体制確立について、それらのプロセスに関する分析的検討を踏まえ、各領域における過程段階に応じたステークホルダー間の合意の形成や更新など所要の調整等を引き続き行う。
- ③ 各種ステークホルダーや専門家間の共通認識・共通理解を図り、データ連携等を通じた新たな付加価値

創造を促進するため、令和2年度に発足した「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)」において、以下の取組を引き続き実施する。

- a. 令和3年9月に発足したデジタル庁から依頼があった自律移動ロボット、企業間取引に加え、政府システムの領域及び令和3年度インキュベーションラボ事業の検討結果を踏まえ実施が必要と判断されたテーマについて、アーキテクチャ設計に向けた検討を行う。設計完了までには複数年を要することが見込まれることから、ステークホルダーや専門家等の意見を広く集め、中立、活発、高質な議論を進めるため、検討過程の論点やアウトプットのイメージ等について、適切なタイミングで発信する。加えて、デジタル庁を含む各府省庁及び事業者からの次期依頼への対応として、関係者と連携し自主的な検討を深めるとともに、新たなテーマの発掘のため、インキュベーションラボ事業を通じて産官学からの提案を広く募り、採択された案件についての実現可能性調査を行う。
- b. Society 5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計を成功させるために必要となるアーキテクトを育成していくため、人材像の特定、必要とされる領域や規模感の特定、その育成のために必要となる環境や教育プログラムの開発、及び DADC が担う役割等に関する検討を引き続き実施し、情報発信を行う。また、産学官の関係者からアーキテクトの必要性への理解を得つつ、人材の開発や育成への協力を確保する。
- c. DADC で設計したアーキテクチャが確実に利用されること、及び DADC を活用して事業展開や人材育成を図りたいと考える主体を増やすことを目的とし、DADC の全体活動方針や主要成果物等のコンテンツを国内外に積極的に発信し関心層との対話を継続的に行うため、各種媒体を用いた普及活動や、関係者が集えるコミュニティの形成、その他さまざまなイベントの開催等を実施する。
- d. DADC の議論が国内に閉じたものとならないよう、海外の関連する議論を適切に把握・分析し DADC の活動方針に反映させていくべく、関係機関(米 NIST、独 Industrie4.0、印 iSPIRT 等)におけるアーキテクチャ設計の取組を継続的に調査し分析するとともに、得られた結果を適宜発信することで国内関係者の知見向上にも寄与する。

(2-2)IoT システムや組込みソフトウェア等の高度化、生産性・信頼性向上に向けた指針・ガイドライン等の整備及び普及

- ① 組込み/IoT関連産業の動向把握や中小製造業の製造分野におけるDX推進のためのガイドのアンケート評価結果を踏まえ、中小規模製造業の製造分野向けDX推進のために取り組むべき事項や導入技術と導入方法、取組事例等について、公開中のガイドを更新するとともに、その普及を行う。

(2-3)製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法・技術の活用及び普及

- ① 製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の活用等について、外部からの要請等に応じ、講師派遣等の協力や定量データ分析結果等の情報提供を行う。

(2-4)重要性の高い基準・指針等の国際標準化への取組

- ① 我が国産業界の競争力を強化するとともに、国際的なIoTのセキュリティレベルの向上を目指すため、日本主導で進めている遵守すべきセキュリティの基本的な枠組みの国際標準化を引き続き推進し、「IoTのセキュリティとプライバシーのガイドライン」の国際規格案の作成について、(一社)情報処理学会情報規格調査会に協力する。

(2-5)IT スキル標準の継続改善

- ① 産業動向や技術動向等を踏まえ、全てのビジネスパーソンに必要とされるデジタルリテラシー、及びDX

を推進する人材の習得すべき知識・能力を含む、「デジタルスキル標準」の改善・策定を行う。また、引き続き“学び直し”の指針であるITSS+について、各領域の専門的知見を有する有識者及び関連団体と連携し、適宜改訂を含む対応及び周知・普及活動を行う。

- ② 社会・産業界におけるプレーヤー構造の変化や、組織・人材マネジメントの変化、課題等を踏まえ、スキル変革の促進要因、阻害要因等を分析し、変化に即した人材の育成・確保及び適切な人材の配置・評価の加速に向けた対応策の検討を行う。
- ③ デジタル人材の育成・確保を促進するための実行基盤となる「デジタル人材育成プラットフォーム」について、経済産業省と連携し、ポータルサイトの拡充及び運営を行うとともに、利用促進のための施策を企画・実施する。また、ITスキル標準の検討を通じた専門的な知見を活用し、経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」(通称:「Reスキル講座」)の拡充のための施策の企画及び運用に対し必要な支援を行う。

(2-6)官民データの利活用促進のための技術標準等の整備及び普及

- ① 企業等の経営層が事業に役立てるためにデータを利活用している事例を調査するとともに、その結果に基づいたユースケース集を取りまとめる。また、Webサイト上で公開しているコア語彙、データ相互運用性向上のためのガイド等の情報連携に有益なコンテンツの維持・管理を行う。

(3)海外機関との連携の促進

- ① 米国商務省国立標準技術研究所(NIST)をはじめ、機構が行う業務に関する海外関連機関との連携を通じて、ICT等に関する技術等の最新情報の交換や技術共有等に取り組む。

【令和4年度の評価指標】

中期計画に掲げる指標について、令和4年度においては、以下に定める評価指標を達成しているか否かを総合的に勘案して評価を行う。

- ① ICTに関する技術動向等の調査・分析・情報発信
機構が取りまとめたICTに関する技術動向等の白書及びICTに関する調査等の報告書について、普及件数の年間総数につき、令和元年度と令和2年度の実績の平均値442,764件以上を達成する。
- ② ICTに関する指針やガイドラインの提供及び普及促進【基幹目標】
機構が整備したICTに関する指針やガイドラインについて、普及件数の年間総数につき、令和2年度の実績値1,237,169件以上を達成する。さらに、当該指針やガイドラインの利用者又は想定される利用予定者に対し、セミナー等において役立ち度(見込)を調査し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を3分の2以上確保する。
[重要度高・優先度高・難易度高]
- ③ ITスキル標準の浸透
IoT、ビッグデータ、人工知能等の進展による今後のIT人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等の調査、並びにスキル変革に求められる指標として整備・発信する新たなITスキル標準に関する情報アクセス数について、令和2年度の実績値(196,073件)以上を達成する。
- ④ 企業におけるデジタル経営改革の推進

デジタル経営改革に向け、DX推進指標による自己診断実施組織数について、令和4年度中に120組織以上増加させる。

⑤ アーキテクチャ設計に関する機能の強化

アーキテクチャ設計に取り組むプロジェクトの内、一つのPJ(1件)において、取組の目的や背景にある課題・ニーズについてステークホルダー間で整理を行い、アーキテクチャ設計に関する方針を固め、公表する。
(1点:1点×1件)

また、一つのPJ(1件)において、検討した成果を取りまとめ、社会実装に向けて必要な情報が含まれているアーキテクチャ設計の成果のセット版を公表する。(3点:3点×1件)

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 機動的・効率的な組織及び業務の運営

(1) PDCAサイクルに基づく業務運営の不断の見直し及び機動的・効率的な業務の運営

- ① 機構の各事業について、実施の妥当性及び出口戦略を意識し、計画の策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づき業務運営の不断の見直しを行い、リソースを適切に配分する。

業務運営の見直しに当たっては、前年度の機構内部における自己評価結果に加え、主務大臣による評価結果やその過程で得られた外部有識者からの意見・助言等、第三者からの客観的な評価・意見等を踏まえ、必要に応じて既存事業の改廃や新規事業の開始も検討する。また、当該見直しを踏まえ、リソース配分を弾力的に行うことにより、必要な組織体制の柔軟かつ機動的な構築に努める。

- ② 事業の実施に際しては、常にアウトカムを意識した業務遂行を推進する。上期終了時点において、令和4年度計画において掲げた事業の進捗状況、課題や対応方針の把握を行うとともに、前年度の自己評価や主務大臣の評価等により抽出された課題等への対応状況についてフォローアップを行う。また、それを踏まえて下期において実施すべき取組を取りまとめ、PDCAサイクルに基づく業務運営の見直しの実効性を確保する。

予算の計画的かつ効率的執行に向けて、適正な予算執行管理を行う。

(2) 機動的・効率的な組織及び業務の運営

- ① 機構全体に関係する重要課題や業務運営の進め方について、戦略企画委員会をはじめとする会議において、全体の視点から議論・検討を行い、組織横断的な課題に適切に対応する。

また、機構が行う事業について、関係する部署間での情報共有や共通する課題の検討を行うセンター間調整会議等を活用し、部門間の連携、縦割りの排除、事業の相乗効果発揮等を促進する。

これらの取組により、機構全体としての業務運営の最適効率化を図る。

- ② 機構と関連のある情報サービス産業関係団体との間で、トップレベルでの定期的な意見交換会を開催する。各界の外部意見の把握や、トップマネジメント相互の経験の共有に努めるとともに、得られた情報を機構内に共有することを通じて、より実効性のある業務運営方針の立案につなげる。併せて、各界の更なる情勢把握に向けて、情報交換を行う団体と連携の充実を図る。
- ③ 業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリティ人材を機動的・積極的に活用し、情勢の変化への対応力を高めるとともに、組織内への知識の習得や蓄積を図ることを通じて組織のパフォーマンス向上に努める。
- ④ 業務内容や専門性に応じて効果的なアウトソーシングを実施するとともに、中核業務へのリソース集中を通じて組織の資源配分効率の向上に努める。また、可能な限り競争的な方法により事業者等を選定する。

2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)について前年度比3%以上、業務経費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)について前年度比1%以上の効率化を行う。

3. 人件費管理の適正化

役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を踏まえ、検証したうえで適切な見直しを実施することにより適正化に取り組むとともに、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程及び総人件費を公表する。

4. 調達合理化

- (1) 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」を踏まえ、引き続き、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

調達等合理化計画に基づき、契約の適正化を推進することとし、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続の適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等(競争入札、企画競争及び公募をいう。)により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。また、事前確認の際、予定額の考え方等について聞き取り・助言を行う。

結果として、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握し、今後の調達において改善に努める。

入札者の利便性向上及び新型コロナウイルスの感染リスク等の削減を図るため、電子入札システムの運用を開始するとともに、機構内のBPRを念頭に財務会計システムの刷新(令和4年度中に構築、令和5年度から運用開始)に取り組むことで、引き続き、機構内DXを推進する。また、調達プロセスの効率化を実現すべく、デジタルツールや職員の知見を活用することで、利用者の視点に立ったマニュアルや職員向け研修を充実させる等、既存の働き方に関して不断の見直しを図る。

- (2) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募となった契約案件並びに過去の一者応札案件の改善状況について、契約監視委員会を2回以上開催して、委員の点検を受ける。また、入札・契約の適正な実施について、監事等の監査を受ける。

5. 業務の電子化等による業務運営の効率化

- (1) 令和5年度からの運用開始を目指して、令和4年度中に情報システムの整備及び管理を行うPJMO(ProJect Management Office)を支援するためのPMO(Portfolio Management Office)の設置等の体制整備を行うとともに、機構全体の情報システム全体計画の作成を行う。併せて、情報システムについて、投資対効果の算定方法及び投資判断基準の見直しを含む情報システムの企画・審議プロセスの見直しを行う。

- (2) 役職員等の作業を円滑かつ安全に行うことができるよう、共通基盤システム及び基幹業務システムの運用管理・維持管理業務を確実に遂行する。

- (3) 業務の安定稼働のための環境整備を目的とした情報システム構築やサービス等の検討・導入を進める。また、政府の「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、機構システムのクラウドへのシフトを進める。

- ① 機構全体の情報システム全体計画において情報システムの新規構築および更新計画時点においてクラウド化を点検する仕組みを導入。
- ② 段階的なクラウドシフトに向け、現状のオンプレミスとクラウドの情報システムとをブリッジさせる実証実験及びクラウド上の情報システムへのアクセス認証・認可の実証実験を実施。
- ③ 機構の経営資源可視化に向け、データ分析環境をクラウド上に構築する実証実験を実施。

- (4) 機構業務のデジタルトランスフォーメーション(IPA-DX)について、内部の業務改革推進の観点、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む

等、デジタル技術を活用した施策を実施する。

- ① RPAやチャットボット等の導入を通じて、機構の業務改革及び業務効率化を推進する。
 - ② 機構内外のデータの利活用ニーズを把握し、データ利活用を可能とする基盤の実現計画を策定する。併せて、利用者の利便性向上・ニーズ把握を目的とした機構横断的な統合IDシステム(IPA-ID)の実現に向けた計画を策定する。さらに、WEBデータに基づく企業のDX活動の自動分析・評価システム(WISDOM-DX)の一般公開に向けたサービス開発を実施する。
 - ③ 国民へのサービス向上を目的としたDXプロジェクトの創出を推進する。
 - ④ バックオフィス業務を中心とした事業運営基盤の改革を推進する。
- (5) デジタル技術の円滑な導入を可能とするため、DX推進指標に基づき、組織・制度等を含む事業運営基盤の見直し、ITガバナンスの構築を実施する。
- ① 事業部門のDXプロジェクトを支援する組織体制及び制度の整備並びにDX人材の定義及び育成計画の立案。
 - ② ITダッシュボード構築によるポートフォリオ可視化及び情報システムの廃棄基準の策定。
- (6) 新型コロナウイルス感染防止のための「出勤率削減」に加え、業務の効率化・職員健康管理等を目的とした「一定の在宅勤務率の定着」を踏まえ、出勤機会減少による遊休スペースの有効活用策検討など、在宅勤務の活用等による柔軟な働き方に加え、業務の効率化を可能とする勤務環境の構築を目指す。また、法人文書については、実態に即した適切な管理を行うとともに、法人文書管理システムの改修を行い、職員の要望等を踏まえ、効果的・効率的な業務遂行を図る。
- (7) 内部統制の強化に向け、適切にPDCAを着実に実施することを目的として、事業の評価に資する会議体として設置した「事業報告レビュー」を適切に運用し、効果的・効率的な業務運営に取り組む。

III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 運営費交付金の適正化

- (1) 事務事業については不断の見直しを行いつつ、必要性等に応じた財源の最適配分(人員、予算等)を行うとともに、計画的かつ効率的執行に向けて、配分予算の執行状況を定期的に把握・計画調整等を行い、役員会に報告する等、引き続き適正な執行管理に努めることにより、予期せぬ運営費交付金に係る不用額の発生を抑制する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」等に基づき、引き続き、業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に把握し、適正な予算執行管理を行う。
- (3) 機構の財務内容等の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

2. 自己収入の拡大

機構が行う業務のうち、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めることとし、自己収入の増加に努める。

3. 試験勘定の採算性の確保

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、応募者の増加に資する取組を実施するとともに、支出削減や業務見直し、短期収入の確保に努め、将来の収支見込みや資金繰り見込みを不断にフォローアップし、事務の活性化・効率化及び収支の改善を図るものとする。

4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

(1) 地域事業出資業務については、繰越欠損金を減少させるため、令和4年度の経常収益合計で2千万円以上確保する。

そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。

(2) 以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、抜本的な改善策について協議を進め、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。

- ① 経営改善を行っても、繰越欠損金が増加(3期連続を目安)又は増加する可能性が高い場合
- ② 主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合

5. 債務保証管理業務

保証債務の残余管理については、保証先の決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

IV. 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算(別紙参照)

- 総表(別紙1-1)
- 事業化勘定(別紙1-2)
- 試験勘定(別紙1-3)
- 一般勘定(別紙1-4)
- 地域事業出資業務勘定(別紙1-5)

2. 収支計画(別紙参照)

- 総表(別紙2-1)
- 事業化勘定(別紙2-2)
- 試験勘定(別紙2-3)
- 一般勘定(別紙2-4)
- 地域事業出資業務勘定(別紙2-5)

3. 資金計画(別紙参照)

- 総表(別紙3-1)
- 事業化勘定(別紙3-2)

試験勘定(別紙3-3)

一般勘定(別紙3-4)

地域事業出資業務勘定(別紙3-5)

V. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入等の遅延、その他の事故等(例えば天災による情報処理技術者試験の中止や延期等)の発生により資金不足が生じた場合、短期借入金の限度額(20億円)の範囲内で借入を行う。

VI. 重要な財産の譲渡・担保計画

なし

VII. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

地域SCに係る清算分配金を受領した場合には、遅滞なく、政府出資等に係る不要財産の国庫納付について、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付する。

VIII. 剰余金の使途

剰余金が発生したときは、業務の推進及び拡充、広報活動の充実、職員の研修の充実、施設・設備の整備に係る経費に充てる。

IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

(1) 事業や組織の見直しに合わせた人員体制の整備等

- ① 事業拡大への対応、安定的な事業実施等を目的として、引き続き人材の確保・育成に係る方針の策定及び組織の人員構成等の在り方の見直しを進める。具体的には、令和2年度に作成した職務記述書の情報をもとに、業務内容やスキル要件の見える化を図るとともに、キャリアパスモデル構築及び活用に向けた検討を進め、中長期的な人事計画(採用・異動・育成)を策定する。また、職員のモチベーションを高めつつ、職員の能力発揮、組織のパフォーマンス向上を図るための戦略的な人材配置や育成等を行う人事マネジ

メントの実現に向け、職員のスキルや資格情報、業務経験、異動希望等を効果的・効率的に収集・分析する仕組みの構築・導入に向けた検討を行う。

- ② 機構における専門性・特殊性の高い業務を継続していく観点から、就職情報サイトの積極的活用やより効果的な採用手法の導入、採用説明会の開催頻度を高めること等により、新卒採用者の確保に向けた採用活動の強化を図る。
- ③ 新卒採用者に対して、トレーナー及びメンター制度を充実させることにより、職員の自立化及び職場環境への早期定着化を図る。
- ④ 情報セキュリティ対策の実現、IT社会の動向調査・分析・基盤構築、IT人材の育成等の事業を実施するうえで必要となる専門性、経験等を有する人材の確保・活用を図り、組織内への知識の習得や蓄積を図ることを通じて組織のパフォーマンス向上に努める。
採用活動の実施にあたっては、期待する役割(業務の安定的実施、情勢の変化への対応力確保等)の観点から適切な属性(プロパー・嘱託・出向等)を考慮するとともに、業務のミスマッチ防止の観点から、業務内容、スキル要件を明示した職務記述書を活用する。
- ⑤ 労働時間管理の徹底等による長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など、働き方改革に向けた取組を推進する。

(2) 職員の中長期的な育成を図るため、研修実施計画を策定し、同計画に基づく階層別研修、職員全般に必要とされる知識や行動を習得するための基本研修、職員のニーズ等を踏まえた目的別・テーマ別研修等を実施する。

(3) 組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底を行うとともに、能力評価の評価結果を昇給・昇格に反映させる。加えて、360度評価の導入など、多角的な評価の実施等により、人事評価の信頼性を高める取組を行う。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、情報処理促進法第51条に規定する業務の財源に充てる。

5. その他独立行政法人通則法第29条に規定する中期目標を達成するために必要な事項

(1) 内部統制の充実・強化

- ① 令和3年度実施のリスク調査、コンプライアンスに係る取組を踏まえ、適宜コンプライアンスに係る研修を実施するなど、令和4年度以降の継続的活動を計画し、引き続き内部統制活動の定着を図る。特にリスクマネジメントについて、令和3年度から実施している顕在化したリスク発生事象の共有を継続して行うことで職員の意識を高めてリスク軽減に向けた取組を行うとともに、効果的なモニタリングが実施されるための取組を行い、PDCAサイクルの定着を目指す。また、システム障害などに係るシステムリスクのマネジメント体制を確立する。

- ② 事業継続計画(BCP)における対策の一環として、新型コロナウイルス対策について、遅滞なく情報を収集し、適宜周知活動や対応措置を講じ、機構内でのクラスター発生防止を図るとともに、新型コロナウイルス対策や在宅勤務者も想定したBCPの見直しを継続的に行う。
- ③ 内部統制活動の一環として、引き続き内部(外部)通報やハラスメント等に係る環境整備を図る。改正公益通報者保護法の改正に合わせて通報窓口の整備・拡充を行い、新規職員への周知徹底と定期的な職員の意識向上に向けた取組を行うなど、内部統制に関して更なる適切な対応が可能となる組織作りを行う。
- ④ 機構の業務について、監査法人による外部監査のほかに、監事監査の補助及び内部監査部による内部監査を実施する。具体的には、監事監査については、令和4年度「監事監査計画」に基づき内部統制システム(リスク管理)に関する監査等を実施する。また、内部監査については、令和4年度「内部監査計画」に基づき、法人文書管理に関する監査等の業務監査を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。
その他、令和4年度は第四期中期計画の最終年度であることに鑑み、第四期中期計画の総括として、第四期中期計画期間中に認識されている課題のフォローアップを行い、課題の解決に対する組織的な取組を促進させる。

(2)機構における情報セキュリティの確保

- ① 機構が保有する個人情報や法人文書の開示請求等に対して、法律に基づき適切な対応を行う。
- ② 「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検等の人的対策を実施することにより、情報セキュリティの維持・向上に努める。
- ③ 高度サイバー攻撃などによる外部からの侵入の試みや、感染による機密情報の流出などを予防・防止するための環境設定・運用監視を行う。

(3)戦略的広報の推進

- ① 事業ごとの訴求対象に対し、各チャネルとその顧客特性を踏まえた情報発信およびタイムリーな効果測定により、広報戦略上のPDCAを適切に回し、ユーザーの開拓につなげる。また、事業活動の最大化に寄与するために、令和3年度に引き続き、マーケティングオートメーションの適用検討、内部広報による職員の風土改革等の内外広報DXも推進する。
- ② 機構ウェブサイトおよびコンテンツ・マネジメントシステム(CMS)について、利用者のアクセスしやすさと管理しやすさの両面に関する実態調査に基づき、令和4年度末刷新に向けたサイト構築・データ移行を実施する。また広報DXの一環としてIPA-DXでの取組と連携しながら次期広報システムの検討および構築を実施する。
- ③ 効果的な報道発表を行うため、DXおよび情報セキュリティ等記者からの関心が高い事業を軸に記者とのリレーションを高め、事業成果の認知度向上に努める。
- ④ 機構の事業活動への理解を広めることを目的として、広報誌「IPA NEWS」を定期的に発行するほか、第五期中期目標、中期計画を踏まえた事業案内の刷新の検討を行う。
- ⑤ 機構が公開するセキュリティ対策情報及び実施するイベント・セミナー情報、公募・入札情報等について、「メールニュース」等を通じた積極的な情報提供を行う。また、有識者へ広報実績レポートの発行を行う。
- ⑥ 動画共有サイト、SNS等のチャネルを活用し、より広範な事業成果の普及を図るとともに、令和3年度に引き続き、口コミ情報を始めとした評価に関する情報を収集し、さまざまな効果測定手法を検討する。

- ⑦ これらの情報発信活動について、リーチする客層やアクセスの解析を踏まえて戦略的に実施することにより、令和4年度に新たに12,000名の登録者を追加する。

別紙

別紙1 予算

別紙1-1

予算(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	8,807
国庫補助金	910
受託収入	489
業務収入	6,513
その他収入	9
計	16,728
支出	
業務経費	15,181
受託経費	489
一般管理費	2,032
計	17,703

[人件費の見積り]

令和4年度には3,778百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙1-2

予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	0
計	0
支 出	-
計	-

予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	4,752
その他収入	3
計	4,755
支 出	
業務経費	4,515
一般管理費	208
計	4,723

[人件費の見積り]

令和4年度には422百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-4

予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	情報セキュリティ	IT人材育成	社会基盤
収 入			
運営費交付金	4,334	835	1,915
国庫補助金	310	—	600
受託収入	489	—	—
業務収入	1,756	—	4
その他収入	—	—	—
計	6,889	835	2,518
支 出			
業務経費	6,857	835	2,970
受託経費	489	—	—
一般管理費	—	—	—
計	7,346	835	2,970
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
収 入			
運営費交付金	—	1,723	8,807
国庫補助金	—	—	910
受託収入	—	—	489
業務収入	1	—	1,761
その他収入	3	—	3
計	4	1,723	11,969
支 出			
業務経費	4	—	10,666
受託経費	—	—	489
一般管理費	—	1,824	1,824
計	4	1,824	12,979

[人件費の見積り]

令和4年度には3,356百万円(情報セキュリティ1,485百万円、IT人材育成222百万円、社会基盤1,109百万円、法人共通541百万円)を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-5

予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	4
計	4
支 出	—
計	—

別紙2 収支計画

別紙2-1

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	18,524
業務費用	14,272
受託経費	489
一般管理費	1,931
減価償却費	1,831
収益の部	
経常収益	17,877
運営費交付金収益	8,807
補助金収益	910
受託収入	489
業務収入	6,513
その他収入	5
資産見返負債戻入	1,149
財務収益	4
純利益(△純損失)	△ 646
前中期目標期間繰越積立金取崩額	234
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△ 413

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙2-2

収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	0
財務収益	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	0

収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	4,797
業務費用	4,515
一般管理費	208
減価償却費	73
収益の部	
経常収益	4,756
業務収入	4,752
その他収入	3
資産見返負債戻入	1
財務収益	—
純利益(△純損失)	△ 40
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△ 40

収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	情報セキュリティ	IT人材育成	社会基盤
費用の部			
経常費用	8,586	835	2,519
業務費用	6,400	835	2,518
受託経費	489	—	—
一般管理費	—	—	—
減価償却費	1,698	—	1
収益の部			
経常収益	8,017	835	2,519
運営費交付金収益	4,334	835	1,915
補助金収益	310	—	600
受託収入	489	—	—
業務収入	1,756	—	4
その他収入	—	—	—
資産見返負債戻入	1,128	—	1
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	△ 570	—	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	194	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	△ 376	—	—
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
費用の部			
経常費用	4	1,782	13,727
業務費用	4	—	9,757
受託経費	—	—	489
一般管理費	—	1,723	1,723
減価償却費	—	59	1,758
収益の部			
経常収益	4	1,742	13,117
運営費交付金収益	—	1,723	8,807
補助金収益	—	—	910
受託収入	—	—	489
業務収入	1	—	1,761
その他収入	3	—	3
資産見返負債戻入	—	19	1,148
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	—	△ 40	△ 610
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	40	234
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	—	—	△ 376

別紙2-5

収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	4
その他収入	—
財務収益	4
純利益(△純損失)	4
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	4

別紙3 資金計画

別紙3-1

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	19,376
業務活動による支出	16,693
投資活動による支出	1,010
翌年度への繰越	1,673
資金収入	19,376
業務活動による収入	16,728
運営費交付金による収入	8,807
国庫補助金による収入	910
受託収入	489
業務収入	6,513
その他収入	9
投資活動による収入	—
当年度期首資金残高	2,648

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙3-2

資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	1
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	1

資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	5,966
業務活動による支出	4,723
翌年度への繰越	1,242
資金収入	5,966
業務活動による収入	4,755
業務収入	4,752
その他収入	3
当年度期首資金残高	1,211

別紙3-4

資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	情報セキュリティ	IT人材育成	社会基盤
資金支出	7,346	835	2,970
業務活動による支出	6,889	835	2,518
投資活動による支出	457	—	452
翌年度への繰越	—	—	—
資金収入	7,346	835	2,970
業務活動による収入	6,889	835	2,518
運営費交付金による収入	4,334	835	1,915
国庫補助金による収入	310	—	600
受託収入	489	—	—
業務収入	1,756	—	4
その他収入	—	—	—
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	457	—	452
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
資金支出	429	1,824	13,405
業務活動による支出	4	1,723	11,969
投資活動による支出	—	101	1,010
翌年度への繰越	425	—	425
資金収入	429	1,824	13,405
業務活動による収入	4	1,723	11,969
運営費交付金による収入	—	1,723	8,807
国庫補助金による収入	—	—	910
受託収入	—	—	489
業務収入	1	—	1,761
その他収入	3	—	3
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	425	101	1,435

別紙3-5

資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	4
翌年度への繰越	4
資金収入	4
業務活動による収入	4
その他収入	4
当年度期首資金残高	—